



入会・利用規約

株式会社 SOBU ACADEMY

代表取締役 曾布川 直人

SOBU ACADEMY アフタースクール 入会・利用規約

入会した時点で、利用規約に同意したものとみなします。

第1条（本規約）

この会員規約は、株式会社 SOBU ACADEMY が運営するアフタースクール（以下「本スクール」といいます。）を提供する上で、利用者が安心して本スクールを利用するため、以下の通り利用規約（以下「本規約」とします）を定めます。

- 1 項 利用者とは、本スクールの利用対象者とその保護者とします。
- 2 項 入会申込書を提出した時点で契約成立となります。
- 3 項 本規約の時刻は 24 時間表記、日付は西暦表記、料金は税抜表記とします。

第2条（本サービスの目的）

利用者が安心且つ安全に過ごせ、かつ基礎学習力と基礎運動能力を向上させ、総合的な人間力を育むサポートをします。

- 1 項 当施設は以下のことに注力します。
 - ① 利用対象者が基礎学習の習得をし、学ぶ楽しさを知ってもらえるよう努めます。
 - ② 利用対象者が基礎運動能力を習得し、身体を動かす楽しさを知り、生涯にわたって運動に親しむ素地がつかれるよう努めます。
 - ③ 利用対象者の学校の宿題や学習内容等をサポートします。
 - ④ 利用対象者同士ならびに当方従業員（以下、「スタッフ」とします）との集団生活を通じて協調性を育める環境作りをします。
 - ⑤ 保護者が安心して子育てや教育に関われるよう、支援します。
 - ⑥ 利用対象者の活動をサポートするスタッフの働きやすい環境づくりに努めます。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの利用時間および期間に保護者が就労等により昼間家庭に居ないことに限らず、保護者が育児・疾病・就学・介護などにより昼間家庭で利用対象者の養育が困難な場合や、利用者の集団生活による学習環境を望まれる保護者が本サービスの料金を支払うことで利用対象者と当方スタッフの管理の下、保育するものとします。

- 1 項 本サービス内容を変更する場合は、事前に当方より周知します。

第4条（本サービスの利用対象者）

- 1項 幼稚園年長から小学6年生までの児童とします。
- 2項 当該学年度は4月1日から翌年3月31日までとします。
- 3項 当施設近隣校以外の小学校や幼・保・こども園等（以下、近隣校）に通う児童の場合、本サービスの一部が提供されないことがあるものとします。

第5条（本サービスの利用時間および期間）

月曜日から金曜日は、近隣校の授業や活動終了後（以下、「放課後」とします）から同日20時までとします。

- 1項 月曜日から金曜日のうち近隣校が指定する休日（以下、「学校休校日」とします）は8時から同日20時までとします。
- 2項 なお、正規の利用時間は13時から19時半までとし、8時から13時、19時半から20時までは延長時間とみなし、正規月会費とは異なる費用となり別途請求となります。
- 3項 前項の定めに関わらず、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日および当方が定める休日は利用できないものとします。（夏季休業日、年末年始12/29～1/3前後、県民の日、都民の日等）
- 4項 前項にある当方が定める休日は事前に当施設より周知します。

第6条（本サービスの料金）

利用者は別紙の料金表に定める入会金及び年会費を本サービス利用開始日の前日までに当方指定方法で支払うものとします。

- 1項 利用者は別紙の料金表に定める月会費ならびにその他の利用料金を当方指定方法で支払うものとします。
- 2項 当方が定める期日までに支払いが確認されない場合、利用開始あるいは継続利用できないものとします。
- 3項 入金確認後のキャンセルはお受け致しかねます。

第7条（本サービスの利用開始）

本サービスの利用開始には、事前に当方指定の方法による利用申込と入会金ならび施設利用料、月会費もしくは利用料金等を当方指定方法で支払うものとします。

- 1項 利用申込内容に不備が確認され、当方が定める期日までに不備を解消しない場合、利用開始あるいは継続利用できないものとします。

第8条（本サービスの支払方法）

利用対象者もしくはその保護者名義の銀行口座からの自動引落とし（以下、「銀行引落とし」とします）とします（場合により、別の方法を依頼する場合あり）。

- 1項 当方が指定する銀行引落としの手続きが完了した利用者は、前月払いとし20日前後に別紙の料金表に定める月会費を銀行引落としするものとします。但し銀行引落とし日が金融機関の休業日の場合、次の金融機関営業日とします。なお、手続きが所定の期日に間に合わない場合は、入会月の翌月に2か月分の月会費を請求し、支払をすること。（例、4月分は3/20前後の引き落とし）
- 2項 当施設が指定する銀行引落としの手続きが完了した利用者は、別紙の料金表に定める利用料金が発生した場合は、当該月の利用料金の合計額を当該翌月20日前後に銀行引落としするものとします。但し銀行引落とし日が金融機関の休業日の場合、次の金融機関営業日とします。
- 3項 銀行引落とし手続き完了前の利用者は、当施設指定銀行口座への振込による支払を当方指定期日までに完了するものとします。
- 4項 当方ならびに当方が利用する銀行引落としシステムの責の負わない範囲で指定期日に銀行引落としが完了しなかった場合、当施設は別紙の料金表に定める入金確認事務手数料を利用者に請求するものとします。
- 5項 振込手数料は利用者が負担するものとします。
- 6項 1項に定める保護者とは、利用対象者の二親等以内の自ら生計を立てる成人とします。
- 7項 諸事情により引き落とされなかった場合、翌月に2ヶ月分の請求をするものとします。

第9条（利用プランの変更）

別紙の料金表に定める月会費プランの変更を希望する場合は、2ヶ月前までに当方の定める方法で保護者からの申告が必要となります。

- 1項 前項の定める期日までに申告されない場合、希望に沿えない場合があるものとします。
- 2項 プランの変更により月会費の支払に不足が生じる場合、利用者はその不足額を当社指定銀行口座への振込による支払を当該月の前月の20日までに完了するものとします。
- 3項 スポット利用、延長利用等をキャンセルされる及び変更される場合、前日午前10時までにお問い合わせ致します。

第10条（本スクールの退会）

本スクールの退会を希望する場合は、2ヶ月前までに当方の定める方法で保護者からの申告が必要となります。

- 1項 月の途中で退会となる場合においても、月会費の日割り計算はしないものとしします。
- 2項 ご家庭より退会の意志を受けた場合は、所定の用紙を提出するものとしします。提出前に休会されていた場合、休会された在籍費(半額)を支払い、1ヶ月後の退会としします。当方の規則に反した場合には、退会勧告をする場合もあります。
- 3項 年度途中に退会された場合においても、お支払いした年会費等については返金致しません。

第11条（送迎サービス）

送迎サービス利用対象は、当方が指定する近隣校に限るものとしします。

- 1項 当方は利用対象者の通う小学校の下校時刻に合わせ、当方が定めた指定場所まで送迎車とスタッフを派遣するものとしします。（下校予定時刻から30分以内に到着します。）
- 2項 前項の下校時刻とは、利用者より事前に提供された情報を基にするものとしします。
- 3項 下校時刻から20分を経過しても利用対象者が、当方が定めた指定場所に現れない場合、速やかに当方より当該利用対象者の保護者に連絡し、その後スタッフは当施設に引き返すものとしします。
- 4項 送迎サービスは当方が指定する経路においてスタッフが対応できる範囲で適用されるものとしします。その範囲を超える全てにおいて当方は一切の責任を負わないものとしします。
- 5項 嘔吐等により車内を汚した際には、車内クリーニングにかかった費用を請求します。
- 6項 送迎に関する変更受付は、前日の午前10時までとなります。午前10時以降に変更された場合には、変更手数料550円を請求します。又、利用者の瑕疵によりスタッフがお迎えにいった際は、1,100円を請求する場合があります。

第12条（習い事送迎サービス）

当方が対応できると判断した場合に限り、当方スタッフが実施します。

- 1項 習い事送迎サービスに関わる以下の事由において、当方は一切責任を負わないものとしします。

- ①経路上の交通規制、天変地異等、当社に責の及ばない事象の発生により、習い事の開始時間までに習い事施設に到着しなかった場合
- ②利用対象者の意思により、当方と利用者との間で定めた時刻までに当施設を出発できなかった場合
- ③習い事施設内で生じた事故や怪我等
- ④個別契約で定めた習い事終了時刻に指定場所において当該利用対象者が不在の場合
- ⑤利用対象者の意思により、当方のスタッフの帯同を逸脱する行為を繰り返す場合

第13条（感染症の対応）

学校保健安全法に基づき、空気感染又は飛沫まつ感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を患った利用対象者は、医師の許可なく本スクールを利用できないものとします。

インフルエンザ、結核、百日咳、髄膜炎菌性髄膜炎、麻しん、感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、サルモネラ感染症、風しん、カンピロバクター感染症、水痘（みずぼうそう）、マイコプラズマ感染症、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス

- 1 項 利用対象者が本スクール利用中に前項の疑いが確認された場合は、感染を防ぐため当社よりその保護者に対し迅速に連絡し、利用者の早期帰宅を促すものとします。
- 2 項 前項において症状の状況に応じて当方所定の診療所等の診察を受ける場合があるものとします。
- 3 項 利用対象者が学校および学級閉鎖になる場合、当該利用対象者が同条1項に定める感染症に罹患していない場合においても、本サービスを利用できないものとします。ただし、利用対象者が学級閉鎖開始日から3日目の午前11時時点で感染症を発症していない場合（発熱 37.5℃以上、頭痛、吐き気、下痢、激しい咳、頸部リンパ腫れなどを発症していない、かつ利用対象者が体調不良を訴えてないこと）、13時より当方にてお預りを致します。
- 4 項 利用対象者に感染症が確認された場合、その後の感染拡大を防ぐため、本サービスの利用者に対して情報共有するものとします。
- 5 項 新型コロナウイルス感染蔓延防止対策等、県や市役所・保健所（公的機関）のガイドラインに従って休校等の措置を行うことがあります。

第14条（病気・怪我の対応）

本スクール利用中に利用対象者の体調不良の訴えや怪我が発見された場合、当施設にて静養し、当方よりその保護者に対し迅速に連絡し、利用者の早期帰宅を促すものとします。

1項 前項において症状の状況に応じて当社所定の診療所等の診察又は、救急搬送の措置を行う場合があるものとします。

2項 利用対象者が以下の状態にある場合、本スクールを利用できないものとします。

- ① 37.5度以上の発熱が確認された場合
- ② 第13条1項に定める感染症に罹患している場合
- ③ 学校休校および学級閉鎖、休園期間中の場合

第15条（本スクール利用に関する情報の提供）

1項 利用者は、あらかじめ3週間先までの利用予定を当方指定の方法で申告する必要があります。

2項 前項において当日の本スクールを欠席する際は、当日午前10時までに当社指定の方法で連絡ください。

3項 振替は致しかねます。

第16条（利用者の会員資格の停止・除名）

次の各号の一に該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとします。

- (1) 本規約、利用規約等に違反した場合。
- (2) 利用料金の支払いを支払期日から1ヶ月以上怠った場合。
- (3) 本スクールの運営を妨害した場合。
- (4) 本スクールの信用を毀損した場合。
- (5) 本スクールの財産を侵害した場合。
- (6) 他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合。
- (7) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合。
- (8) 本スクールの趣旨に著しく反する行為をした場合。
- (9) その他、運営に支障があると本スクールが判断した場合。

第17条（損害賠償）

本スクールを通じて、ご家庭と第三者間で紛争が生じた場合は、ご家庭は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当教室は一切賠償の責任を負わ

ないものとしします。

- 1項 本スクールの設備、そのほかの備品に損害（落書きや汚損や破損など）を与えた場合、当教室は該当ご家庭に対して、実費にて被った損害の修繕費用や賠償を請求できるものとしします。
- 2項 利用者が個別に連絡を取り合い、その過程において第三者に何らかの危害を加えたり、悪戯をしたり、行動を強要したりして、当教室および他の方へ損害損失をもたらした場合、実費にて全ての補償をお願いします。

第18条（駐車場利用）

当方の指定する駐車場を利用し、傷や事故等が生じた場合、一切の責任を負わないものとしします。

第19条（免責）

在籍生徒が本スクールの指示に従わず、その行動により塾生自身に損失損害を発生させた場合、当教室は一切の責任を負いかねます。（教室内を走り回って怪我をした、塾生同士がふざけ合って怪我をしたなど。）

- 1項 「本スクールへの行き帰り」、「休憩時間等での事故」、「塾外での塾生同士のトラブル」、「荷物の紛失、盗難」等についての一切損害の責を負いません。忘れ物等に関しては1週間保管した後、処分します。

第20条（災害時等に関して）

地震、火災、水害等が発生した場合、こちらで安全の確認ができるまで利用者を預かります。こちらから保護者に連絡した後、お引き取りとします。引き取りは保護者（父母、祖父母）に限るものとしします。

- 1項 災害時には、当ホームページ、Instagram、LINE 等にて状況を報告します。

第21条（サービスの内容等の変更）

本スクールは、会員に事前通知をした上で、サービスの内容・名称を変更することができるものとしします。

第22条（プログラムおよび休校）

交通機関の故障、天変地異、感染性のある病気の蔓延によるものなど、やむをえない事情で休校する場合がございます。ご了承いただくとともに、受講が困難と思われる場合には、事前に電話等で状況をご確認ください。

第23条（料金の改定）

本スクールは、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、入会金、月額利用料、その他料金を随時改定できるものとします。

第24条（施設の廃止・利用の制限）

- 1項 本スクールは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、又、その利用を制限することができるものとします。
- 2項 本スクールは、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。又、それに対して補償は一切行わないものとします。
- 3項 会員は、前2項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとします。

第25条（サービスの提供の中止）

- 1項 本スクールは、会員に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- 2項 本スクールは、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第26条（個人情報）

- 1項 本スクールは、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。
- 2項 本スクールは、会員の個人情報は、以下の目的のために利用するものとします。
 - (1)サービスの提供、お申込受付、入会審査等の手続き。
 - (2)サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他の企業PR。
 - (3)イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他の諸対応。
 - (4)緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応。
 - (5)メールマガジンの送付
 - (6)その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3項 本スクールは、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づく本スクールの義務と同等の義務を負わせるも

のとします。

- 4項 本スクールは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることなく、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
- 5項 第4項にかかわらず、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）、その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、本スクールは、当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することができるものとします。
- 6項 会員は、自らの個人情報を、サービスを利用して公開するときは、第16条が適用されることを承諾するものとします。
- 7項 本スクールは、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することができるものとします。また、本スクールは、統計資料を業務提携先等に提供することができるものとします。

第27条（著作権）

- 1項 本スクールのホームページやSNS等に使用されている文章・画像・音声などの著作権は本スクールに帰属します。無断での複製や二次利用・二次配布は原則として禁止します。ただし、ご家庭において個人で楽しむ範囲に限り、この制約はありません。

第28条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

第29条（写真掲載）

当教室のホームページ、SNS等に写真を掲載することがあります。掲載を希望しない場合には、速やかにお申し出ください。

第30条（改定）

サービス向上を目的とし改定する場合があります。詳細につきましては適宜ホームページをご確認ください。